

市民協働推進委員会答申「協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方」を受けた具体的取組について

1 趣旨

平成 27 年 3 月 30 日付で市民協働推進委員会から協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方の整理について、答申をいただきました。

答申に基づき、次の2つの取組を行うにあたり、これまで過去2回の委員会において、委員の皆様からご意見をいただき、このたび取組の最終案をまとめました。

- ① 答申の考え方について、市民協働推進委員会に意見を求める際の運用ルールの整備（要綱制定）
- ② 市職員向けの具体的で分かりやすいリーフレットの作成

2 これまでの経過

時期	内容
H26. 3. 17 諮問	市長から協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方等の整理について、市民協働推進委員会に諮問
H26 年度（6/9. 9/19. 12/12. 3/9） 市民協働推進委員会	市民協働推進委員会において、協働を行う際の「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方等の整理について検討
H27. 3. 30 答申提出	市民協働推進委員会から市長に対し、協働を行う際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方等の整理について答申を提出
H27 年度（6/16. 9/15） 市民協働推進委員会	市民協働推進委員会において、答申に基づく具体的な取組について検討

### 3 前回の委員会（平成27年9月15日）で出された主な意見（要旨）

#### (1) 要綱について

- ① 委員会の意見聴取は、個々の事業の可否を判断するためのものではなく、その協働がより良いものとなっていくための意見であるべきで、事例の積み重ねが重要。
- ② 内容について市職員にいかに浸透させて理解してもらうかが重要。
- ③ 公共性や公益性については、市民と共有し議論をすることも重要であり、市民同士が議論する機会につながるとよい。
- ④ そのためには、蓄積した事例について誰もが情報を得て理解しやすくしていくことが必要。
- ⑤ 手続きやプロセス、意見の内容について、適切に情報の公開を行っていくことが必要。

- ・要綱には「市民等への情報公開」に関する条文を新たに追加し（第9条）、意見聴取に係る書類は市のホームページで公開する旨を規定。
- ・市民等が事業所管課へ提出する「意見申出書」（第1号様式）を新たに追加。
- ・事業所管課からも意見聴取の依頼ができる旨を規定。（第5条第2項）
- ・市のホームページにおいて要綱等を掲載し、市民等に周知を図る。

#### (2) リーフレットについて

- ① 答申が示すところの公共性や公益性についての職員の理解を深めるためには、横浜市において様々な主体との協働の取組が広がりを見せた背景を説明することが必要。
- ② その上で、行政のみが公共を担っていた時代との違いや、様々な主体と協働を行う際の公共性や公益性の考え方等について、分かりやすい説明を加えることが必要。
- ③ 「あなたは説明できますか」という部分を最初のページに持ってきた方がインパクトがあるのでは。

- ・リーフレットの構成を変更
- ・協働の背景や目的などを新たに追加。
- ・公共性・公益性について事例を含めより分かりやすいよう説明を加える。